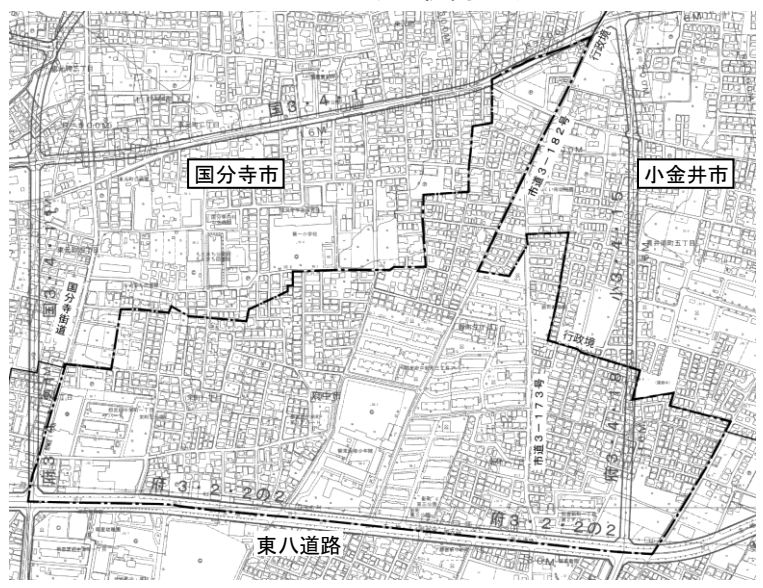


新町・栄町地区 まちづくりニュース



まちづくりの検討エリア



立春の候 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また日ごろより市政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

「まちづくりニュース第9号」でお知らせしたとおり、1月19日（土）に第4回まちづくり勉強会を行いました。

このまちづくりニュースを通じて、次回勉強会のご案内と、地域みなさんに勉強会の様子をお伝えしていきます。

今後ともよろしくお願ひいたします。

府中市都市整備部計画課

1. 第5回まちづくり勉強会（最終回）の開催予告！

第5回のまちづくり勉強会（最終回）は、「今後のまちづくりの取組み方」をテーマに開催します。

皆さんのお住まいの周りの住環境を守るために、強化すべきルールは本当に必要か、まちづくり組織は必要か、だれが組織を担うかなど、地域のまちづくりにとって今必要なものはなにかを探ります。

来年度以降も話し合いを進めるかどうかを決める大切な会です。皆さんの参加をお待ちしています。

第5回 まちづくり勉強会

日 時：平成 25 年 3 月 2 日（土）10：00～

場 所：新町文化センター 3階講堂

内 容：今後のまちづくりの取組み方

強化すべきルールは本当に必要か、まちづくり組織は必要か、だれが組織を担うかなど、地域のまちづくりにとって今必要なものはなにかを探ります。

開催場所



※地域にお住まいの方なら、どなたでも参加できます。まちづくりに興味のある方は、裏面の発行・問合せ先にご連絡ください。

2. 第4回まちづくり勉強会の報告

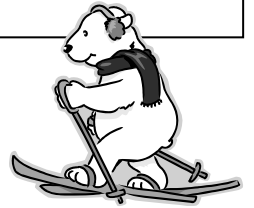
～プログラム～

- 前回のおさらい
- よりよい住環境をめざしたまちづくり

日時：平成25年1月19日（土） 10:00～

場所：新町文化センター 2階会議室

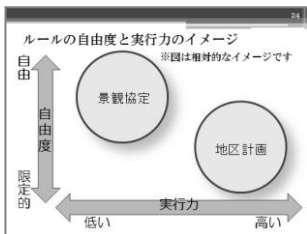
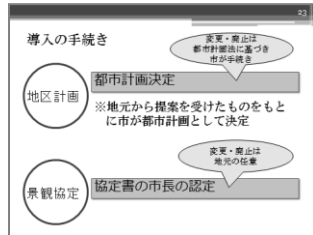
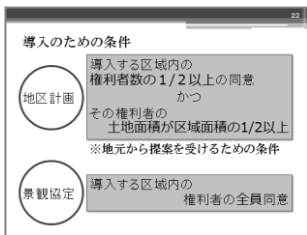
参加者：10名



勉強会の様子をご紹介

住環境を守るために建物を誘導する仕組みについて

- 住環境を守るために、地区内の住宅など建物を建てる際のルールにはどのようなものがあるか。
- 地区計画制度…都市計画法に基づく制度
ルールは限定的だが実行力は強い
地元発意による導入が基本
⇒『まちづくり誘導計画』の強化に有効
- 景観協定…景観法に基づく制度
ルールは自由に作れるが実行力は弱い
地元発意による導入が基本



※スライドの画面より

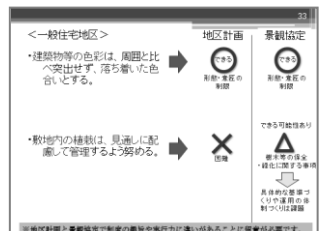
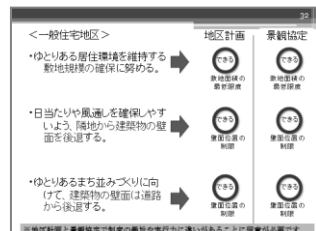
【ご意見】
せっかくの機会だから、まちづくりのルールを考えたいが、地域の人まちづくりに関心をもたないと難しい

新町・栄町地区で考えられる建物の誘導方策について

- 「新町・栄町地区まちづくり誘導計画」の内容の実現性を高めるためには、どんな方策が有効か
- 地区計画と景観協定で制限できる内容を比較

(一例)

誘導計画	地区計画	景観協定
ゆとりある居住環境を維持する敷地規模の確保に努める	○ できる	○ できる
日当たりや風通しを確保しやすいよう、隣地から建築物の壁面を後退する	○ できる	○ できる
建築物等の色彩は、周囲と比べ突出せず、落ち着いた色合いとする	○ できる	○ できる
敷地内の植栽は、見通しに配慮して管理するよう努める	× 困難	△ 可能性あり



※スライドの画面より

【ご意見】
地区計画は今では必要ないという考えもあるが、子どもの世代まで考えると、やはり令取組んでおかないといけないのではないかと思います。

【ご意見】
組織づくりが課題で、どういう人に声がけするかが問題だ。



当日の様子

インターネットでも
まちづくりに参加できます

日頃、お仕事や子育てなどで忙しく、勉強会への参加が難しい方からも広くご意見を伺いたと思います。市のホームページから情報にアクセスできるほか、ご意見はメールやファックスでもお寄せいただけます。

【発行・問合せ】

府中市都市整備部計画課

住所：〒183-8703

府中市宮西町2丁目24番地

電話：042-335-4431

FAX：042-335-0499

E-mail：tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp

担当：小林 鈴木